

3-2. 地域医療振興協会健康保険組合 理事会運営規程

第1条 理事会の運営は、法令及び規約に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 理事会は、理事を理事会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、理事会の開催場所に赴くことが困難である理事は、会議システムにより出席することができる。

2 前項の規定は、監事について準用する。

第3条 会議システムによる理事会の開催に当たっては、出席者間の協議と意見交換が自由に行きよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第4条 理事会は、傍聴することができない。ただし、理事会において傍聴を認める決議があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きにより理事会の傍聴を認めた場合の取扱いについては、組合会会議規則第6章の例による。

第5条 理事長は、理事会の運営について必要と認める事項がある場合は、理事と協議して別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。